

営業店の業務再開（窓口営業時間変更）に関する公告

株式会社秋田銀行は、政府による緊急事態宣言の発令を踏まえ、金融仲介機能の維持と新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、一部営業店において臨時休業（窓口営業時間変更）を実施してまいりましたが、緊急事態宣言の解除を受け、通常営業を再開いたしますので、定款第5条および銀行法第16条第1項の規定に基づき、公告いたします。

記

1 通常営業を再開する営業店

札幌支店、宮の沢支店、旭川支店、青森支店、弘前支店、八戸支店、盛岡支店、仙台支店、仙台南支店、仙台泉中央支店、福島支店、郡山支店、郡山北支店、郡山南支店、いわき支店、新潟支店、東京支店

2 通常営業再開日

2020年5月29日（金）

3 変更内容

	変更前	変更後
窓口 営業時間	平日 9:00～12:00 13:00～15:00 (休業時間12:00～13:00)	平日 9:00～15:00

以上

2020年5月28日

秋田県秋田市山王三丁目2番1号
株式会社秋田銀行
取締役頭取 新谷 明弘